

事 務 連 絡
令和2年8月12日

関係機関・関係団体の長 殿

四国運輸局総務部総務課長

全国戦没者追悼式の実施について

標記について、別添のとおり連絡がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

国官総第78号
令和2年8月11日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

全国戦没者追悼式の実施について

標記について、令和2年7月9日付厚生労働省発社援0709第2号をもって厚生労働事務次官から別紙のとおり通知がありましたので、その趣旨の徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。





厚生労働省発社援 0709 第 2 号
令和 2 年 7 月 9 日

国土交通事務次官 殿

厚生労働事務次官



全国戦没者追悼式の実施について

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について（昭和 57 年 4 月 13 日閣議決定）に基づき、先の大戦での全戦没者に対し国を挙げて追悼の誠を捧げるとともに平和を祈念するため、8 月 15 日に、日本武道館において、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国戦没者追悼式を実施します。

つきましては、昨年同様、本式典の趣旨を十分御理解いただき、本式典が全国民の心からなる協力により国を挙げての行事となりますよう、その趣旨の普及、それぞれの職場における行事参加等について、特段の御配意をいただきたくお願い申し上げます。

なお、式典当日、それぞれの場所において、正午には 1 分間の黙とうが行われますよう、また、当日は貴管下各機関に半旗が掲揚されますようお願いいたします。

事 務 連 絡

令 和 2 年 7 月 9 日

各 位

厚生労働省社会・援護局援護企画課

全国戦没者追悼式の実施について

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について（昭和57年4月13日閣議決定）に基づき、8月15日に、日本武道館において全国戦没者追悼式を実施します。

つきましては、同封の通知をお送りしますので、昨年同様、特段の御配慮と御協力をいただきたくお願い申し上げます。

【担当】

社会・援護局援護企画課

調整係 吉田/榎谷/高橋

電話 03-5253-1111(内線4500)

FAX 03-3501-2044

メール engokikaku@mhlw.go.jp

全国戦没者追悼式について

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について」（昭和57年4月13日閣議決定）に基づき、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、全国戦没者追悼式を実施する。

1 日 時 令和2年8月15日（土） 午前11時51分 開式
（所要時間 約1時間）

2 場 所 日本武道館
（東京都千代田区北の丸公園2番3号）

3 式次第（案）

開 式

天皇皇后両陛下御臨席

国歌演奏

式 辞 内閣総理大臣

黙とう （正午から1分間）

天皇陛下のおことば

追悼の辞 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び遺族代表

天皇皇后両陛下御退席

献 花 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、各都道府県遺族代表、一般戦災死没者遺族代表、原爆死没者遺族代表、青少年代表、衆議院副議長、参議院副議長、国務大臣、各政党代表（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に規定する政党で国会に議席を有するものの代表）、前・元内閣総理大臣、元衆議院議長、前・元参議院議長、各団体代表、厚生労働大臣

閉 式

4 参列者数

約1,400名を予定

（新型コロナウイルス感染防止の観点から、御遺族等参列者の範囲・人数を縮小。このうち、御遺族は、各都道府県から20名程度を予定）

全国戦没者追悼式式次第（案）

午前 11 時 45 分までに		参列者が式場に参集し、所定の位置につく。
午前 11 時 51 分		開式。
次	に	天皇皇后両陛下が御臨席になる。
次	に	国歌を奏する。
次	に	内閣総理大臣が式辞を述べる。
次	に	天皇皇后両陛下が所定の位置にお立ちになる。
次	に(正午)	一同黙とうを行う。
次	に	天皇陛下がおことばを述べられる。
次	に	衆議院議長が追悼の辞を述べる。
次	に	参議院議長が追悼の辞を述べる。
次	に	最高裁判所長官が追悼の辞を述べる。
次	に	遺族代表が追悼の辞を述べる。
次	に	天皇皇后両陛下が御退席になる。
次	に	内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、遺族代表、青少年代表、参列来賓ならびに厚生労働大臣が花を献ずる。
次	に	閉式。参列者が退出する。